

平成21年5月28日

平成21年5月28日

平成21年第4回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第47号

平成21年第4回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年5月21日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成21年5月28日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

議案第44号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

発議案第6号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

発議案第7号 北朝鮮の核実験に抗議する決議

○開会日に応招した議員

板 井 隆君	仲 田 司 朗君
雑 賀 敏 之君	植 田 均君
景 山 浩君	杉 谷 早 苗君
赤 井 廣 昇君	青 砥 日出夫君
細 田 元 教君	井 田 章 雄君
足 立 喜 義君	秦 伊知郎君
亀 尾 共 三君	石 上 良 夫君

○応招しなかった議員

な し

平成21年 第4回（臨時）南 部 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成21年5月28日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成21年5月28日 午後2時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事日程の宣告
 - 日程第4 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
 - 日程第5 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
 - 日程第6 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
 - 日程第7 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
 - 日程第8 議案第44号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - 日程第9 発議案第6号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について
 - 日程第10 発議案第7号 北朝鮮の核実験に抗議する決議
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第44号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第9 発議案第6号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について
- 日程第10 発議案第7号 北朝鮮の核実験に抗議する決議

出席議員（14名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 井田 章雄君
11番 足立 喜義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 石上 良夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 谷口 秀人君 書記 ----- 本田 秀和君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂本 昭文君	副町長 ----- 藤友 裕美君
総務課長 ----- 森岡 重信君	財政室長 ----- 唯 清 視君
企画政策課長 ----- 長尾 健治君	税務課長 ----- 米澤 睦雄君
町民生活課長 ----- 分倉 善文君	健康福祉課長 ----- 前田 和子君
保健対策専門員 ----- 櫃田 明美君	建設課長 ----- 三鴨 義文君
教育委員会学校教育室長 ----- 中前 三紀夫君	

午後2時00分開会

○議長（石上 良夫君） 皆さん、御苦労さんです。これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成21年第4回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

13番、亀尾共三君、1番、板井隆君。

日程第2 会期の決定

○議長（石上 良夫君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第40号

○議長（石上 良夫君） 日程第4、議案第40号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第40号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認をお願いをいたすものでございます。

議案書はぐっていただきまして、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をするという内容でございます。

この議案につきましては、地方税法の改正によりまず法律が可決公布されたことに伴いまして南部町税条例の一部を改正することについて専決処分をいたしましたので、この承認をお願いします

るものでございます。改正内容の詳細につきましては、税務課長より説明申し上げますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。それでは、南部町税条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

このたび専決処分をいたしましたこの条例改正は、先ほど副町長の方が申しましたように地方税法の一部改正に伴いまして改正したものでございます。

本年の主な改正点は、個人住民税におきまして住宅借入金等特別税額控除の創設。上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の延長、寄附金控除の範囲の拡大、平成21年度から平成23年度までの土地に係ります固定資産税の負担調整措置の仕組みの継続、据置年度の下落修正措置の継続、これも土地でございます。それから、社会医療法人が緊急医療等確保事業の用に供する固定資産税に係ります非課税措置の創設でございます。新旧対照表によりまして、その他特例の延長並びに条文の整理等は省略いたしまして、主な改正点を御説明いたします。

まず、新旧対照表の1ページから3ページにかけてでございます。ここに寄附金税額控除の範囲の拡大の規定をいたしております。この寄附金控除の範囲の拡大につきましては、昨年の税制改正におきまして町民税の寄附金控除について、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、市町村が条例で定めるものを追加することができるようになりましたが、昨年、県との協議が調わないことから、昨年の条例改正におきましては、この範囲を都道府県、市町村と日本赤十字社共同募金会で県内に住所を有するものだけを規定しておりましたが、今回の条例改正で範囲を3号から12号まで追加したものでございます。ただし、この3号から12号につきましては、1ページ目の新欄の第34条の7の2行目、下線が引いてありますが、改正文のとおり別表に掲げるものに限ると指定しております。まだ鳥取県との協議が調わないために別表は規定しておりません。したがって、条例上3号から12号まで追加はしておりますけれども、今のところ別表つくっておりませんので、まだ該当にはなりません。今後、鳥取県と詰めていかなければならないと考えております。

続きまして、4ページ目の第47条の2、第2項の削除でございます。昨年の改正におきまして公的年金等の所得に係る個人の町民税に特別徴収が導入されましたが、第47条の2、第2項では特別徴収の対象となる労働等年金給付を受ける納税義務者が前年中の所得に給与所得及び年金所得以外の所得がある場合には、その所得に係る所得割額は、年金所得に係る所得割額に加算して特別徴収をする旨の規定がなされておりましたが、本年の改正でこの条項が削除されたもの

でございます。

続きまして、7ページから8ページにかけてでございます。第56条の改正でございますが、この改正は医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係ります非課税措置の拡充でございます。地方税法第348条に規定されております固定資産税の非課税の範囲に第9号の2といたしまして、看護師等医療関係者の養成所を設置する非営利型の一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人等を新たに追加規定し、固定資産税の非課税の範囲の拡充が行われましたために、この第56条に追加規定したものでございます。

同じく、8ページの第58条の2の追加規定は、地方税法の一部改正によりまして、医療法第42条第1項に規定いたします社会医療法人が直接救急医療等確保事業の用に供する固定資産に対しまして非課税措置が創設されましたために、その手続についての規定を定めたものでございます。

続きまして、10ページから11ページにかけての附則第7条の3、第3項でございます。この項は、昨年の改正で町民税の住宅借入金等特別税額控除申告書につきまして、町民税の納税通知書が到達されました後にこの申告書が提出された場合、町長がやむを得ない理由があると認めましたときには、受け付ける旨の規定が括弧書きにより規定されておりましたが、今回の改正でこれを削除するものでございます。

続きまして、附則第7条の3の2の規定でございますが、この規定は個人住民税におきます住宅借入金等特別税額控除の創設の規定でございます。個人住民税におきます住宅借入金等特別税額控除は、既に平成11年から平成18年の間に入居されている方には適用がございしますが、このたびの改正によりまして、新たに平成21年から平成25年までの間に入居された町民税所得割の納税義務者について平成22年度から平成35年度までの間に限りまして、当該納税義務者が前年分の所得税につきまして住宅ローン控除の適用を受けまして、その住宅ローン控除過納額のうち所得税において控除しきれなかった場合に、その控除しきれなかった部分につきまして、これは率がございすけれども、町民税の所得割額からの控除をする旨の規定の創設でございます。

続きまして、15ページの旧欄にございます附則第10条の3でございますが、これは阪神淡路大震災に係ります固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定でございますが、本年度改正で削除するものでございます。

続きまして、16ページの附則第11条の2でございますが、この規定は固定資産税の土地の関係でございますが、据置年度におきましても地価が下落したと認められる場合には、評価額を

下落修正することができる旨の規定の延長でございます。

次に、17ページの旧欄でございます附則第11条の3は、平成19年度または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例の規定でございますが、これも本年度改正で削除するものでございます。

次に、18ページから20ページにかけての附則第12条、それから、21ページの附則第13条は、平成21年度から平成23年度までの土地に係ります固定資産税の負担調整措置の仕組みの継続の条項でございます。

後はずっと特例の延長並びに条文の整理でございますが、35ページをお開きください。附則第10条の2、第2項でございます。この項は新築住宅のうち認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする者の手続を規定したものでございます。

続きまして、第38ページの附則第2条、第10項でございます。申しわけございませんが、この項の新欄の1行目から2行目にかけて、平成21年1月1日から平成22年12月31日と記載しておりますが、この中で平成22年12月31日の平成22年が平成23年の誤りでございますので平成22年を平成23年に訂正していただきまして、平成23年12月31日の下に線を引いていただきますようお願いいたします。また同じく、その右側の旧欄でございますが、旧欄の1行目から2行目にかけて、平成22年12月31日に下線をお願いいたします。この項は昨年の改正におきまして、上場株式の配当につきまして原則平成21年1月1日から税率を3%の本則課税とする。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、配当が100万以下の場合には税率1.8%の特例措置を設ける旨の規定がなされておりましたが、本年の改正では金額にかかわらず、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間に限りまして、税率1.8%の特例措置を設ける旨の規定がなされたものでございます。

続きまして、その次の第13項でございますが、これもちょっと誤りがございます。新欄・旧欄ともに「新条例不足」の最初のこれですけれども、新条例附則の「附則」の字が誤りでございます。正しい「附則」に直していただきますようお願いいたします。

次に、同じく39ページの旧欄附則第2条第14項でございますが、この項は、町民税の所得割の納税義務者が平成22年1月1日から同年12月31日までの間に交付を受けました源泉徴収選択口座内配当について申告書を提出いたします場合には、当該申告書には同一の支払い者から支払いを受け、選択分離課税を選択した上場株式等の配当の額の総額が1万円以下の少額配当とそれ以外の配当等に係る所得は、それぞれ区分に応じて記載する旨の規定でございますが、こ

れともう1つはぐりまして、40ページの同じく旧欄第16項でございますが、この項は町民税の所得割の納税義務者が配当所得の申告分離課税を選択しまして、配当所得から上場株式等の譲渡損失の金額を控除して申告する場合には、当該損失金額のうち特別徴収義務者が平成22年1月1日から同年12月31日までの間に交付をいたしました配当所得から控除すべき上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額または少額配当等以外の配当から控除した額の区分に応じて、それぞれの配当等に係る所得を申告書に記載する旨の規定でございますが、本年の改正によりまして、この14項、それから16項は削除するものでございます。

続きまして、41ページの旧欄第19項でございます。申しわけございませんが、この項にも訂正箇所がございます。新欄旧欄ともに6行目の附則の漢字がやはり誤っております。正しい「附則」に直していただきますように訂正をお願いいたします。この項は、新欄の方では第17項となりますが、これも昨年の改正におきまして上場株式等の譲渡益につきまして、原則平成21年1月1日から税率を3%の本則課税とする。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、譲渡益が500万以下の場合には税率1.8%の特例措置を設ける旨の規定がなされておりましたが、本年の改正では配当と同じく金額にかかわらず平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間に限りまして税率1.8%の特例措置を設ける旨の規定がなされたものでございます。以上、税条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（石上 良夫君） 説明が終わりました。提案に対し、質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 質疑いたしますが、なかなかこの条例については、専門的な用語などで理解がなかなかできない点もあるんですけども、わかる範囲でちょっと質疑かけますのでよろしくをお願いします。今回の町の税法の改正っていうことは、国の地方税制の改正に伴って行われるんですけども、結局は今のやられたというのは国の考えでは、この不況の中で何とか住民の生活の軽減を図るということがもとでやられたと思うんですよ。そこで聞くんですが、先ほど課長の方から条文の中で説明がありまして、住宅ローンの減税だとか、あるいは固定資産、それから不動産取得というようなことで軽減を図るということになりますと当然、町が直接徴収する、いわゆる町に入る税収がそれだけ減ってくるということになると思うんですよ。そういう状況の中で町の方では、それについてどういうぐあいになるのかということをもう少し説明をいただきたいというのが1つでございます。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 先ほど申しました税額控除の特例の関係でございますが、ほとんどのものが延長でございます。今までやっていったものをずっと延長していくというものでございまして、住宅ローンの控除の平成21年からのやつにつきましては新しくやるんですけども、これも平成11年度から平成18年度までのやつの住民税の税額特別控除は既にいたしております、昨年から。これに対しまして、また新しく平成21年度から始まるということでございますが、これにつきましては地方税法で改正されてございまして、そのとおりにやっていかなければなりません。その減収分について、いわゆる交付税の方で果たして補てんがあるのかどうかというのは税務課の方ではつかんでおりません。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 課長の説明では、従前に行われているのをかいつまんでいまして延長の形になって、ただその中で新しく住宅ローンの分が加わるということなんですが、それについての税収についての手だては交付税の中だけでは、それははっきりとわからないということなんですけども、それは別として、一体、金額がもしこれが該当するとあるが、どれぐらいが予測されるのかということがわかれば説明いただきたいんですが。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 金額については、これから始まりますので全くつかんでおりません。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 何点かよろしくお願ひします。まず1つは、新旧対照表の1ページの寄附金税額控除について、その対象を県との協議が調わなかったということで説明いただいたんですけども、町が何を主張して県が何を主張しているのか、そのあたりで協議が調わない理由が何なのかということの説明ができればよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほどの亀尾議員の質問とも重複するかもしれませんが、今回の地方税法の目玉となっておりますが、住宅ローン減税ですよね。これが国の経済効果として4兆円規模の経済効果を見込んでいるということを言っているわけですけども、やはりこの住宅ローン減税が南部町において、どういう住民に対して効果があるのかということは一定程度、税務課がつかめてないということなんでこれ以上聞いても仕方がないですけども、町長にそういう国の政策と町の取り組みということも関連の中で何かお考えがありましたら、お聞かせいただければと思ひ

ますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 最初の寄附金の関係なんですけども、町とそれから県との協議が調わないと言い方をしましたが、これは去年の条例改正でも申し上げましたように、町県民税は町民税と県民税を一緒に町民の皆様からいただきまして、それに案分率を掛けた上で町民税と県民税に分けまして、県民税の方を県の方に送るという体系になっておりまして、必ず町と県が同じものを条例に載せなければ難しいという側面がございます。ちょっとそれが例えば町民税部分だけを控除して県民税は控除しないというような形が今のシステムでは理論的には可能でありますけれども、実務上はできないということでございまして、県と協議をするものでございまして、実のところ、まだ県内の市町村でどこの市町村も県との協議が成り立っておりません。県との話し合いの中でなかなか町村と県が協議をする場、これがつくっていただけないという今現状でございまして、そうは言いますが、やはり地方税法上決まったものですから、やはりやっつけなければならぬということでございまして、今年度あたりでもきちんと県の方に協議の場をつくっていただくように提案をしようかというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。国の減税の効果と町財政というんでしょうか、そういう関連についてどう考えておるのかという趣旨だったと思いますけれども、税をどのように扱うのかというのは究極の政策だと言われておりまして、非常にこの問題は歴史的にも、また科学的にも奥の深いものだというように思っております。亀尾議員の御質問もあったわけですが、要は国の都合で地方税法を一方的に減税をするんだとかというような実際はそのようなことがあるわけですが、国の都合でそういうことをした場合には国の責任で、そのために行った減税については、減収補てんというようなことが現実になされております。これはごまかしはないわけでありまして、国の都合で、国の政策で、そういう経済対策で減税したというときには、地方に減収補てんの交付金が来るとか、あるいは起債を認めて、これを全額今年度国が負担をするとか、基準財政需要額も入れて面倒見るとか、そういうさまざまな措置をいたしております。さらに、そういう中で減収になったという部分については、今度は交付税の交付団体については、交付税の中で手当てをしていくというようなことになっているわけでありまして、これは実態であります。そういうことになっておりますので、私どもも国の地方税法の改正があれば、それに対応して条例もきちんと正して歩調を合わせていっておかなければいけないとこういう理屈でございまして、御理解をいただきたいと思っております。

それから、この経済効果というようなことですが、これはなかなか私どもではつかみきれんところがありますので、御容赦いただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私も国がその時々を経済を見ながらいろんな政策を打っていく中で、地方に対してこういう今の地方分権の中で地方税にまでいろいろと影響を与えるような政策っていうあり方が本当に正しいかどうかっていうのは、今後地方からもっと積極的に意見を言っていかなければならないテーマではないかと思っておりますけど、質疑ですのでもう1点よろしくお願ひしますが、この地方税法の中で株式の譲渡益に対する配当所得が3年間の優遇が延長されました。それから、先ほどの住宅ローン減税でも中低所得者に対しては効果が薄いついていう研究もされているんですけども、株式譲渡益ははっきりしていると思うんですよ。その税率を次元的にやっていたのを延ばしたわけですから、本来、本則では、今回延長する前の税率に戻すはずだったわけですけど、そういう意味では私たちの言い方からすると、金持ち優遇を延長したという内容だと思うんですけども、それと、住宅ローン減税についての中低所得者に対する影響は効果が薄いついていう政策だというあたりで研究しておられたら、見解をお聞きしたいところですけども、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。配当所得の譲渡益の3年間の期間の延長につきましては、植田議員はそうおっしゃいますし、また違った考え方もあろうかと思ひますけれども、住宅ローン控除につきましては、いわゆる住宅ローン控除可能額、例えば20万控除可能額があった場合に、確かに所得税の方は例えば3万払って、あと17万余ってるからいうことで、住民税の方から所得税の3万に合った形のを引いていく観点では確かに、いわゆる所得の低い方、所得税の少ない方については、確かに効果はちょっと薄まるころではございますけれども、ただ、そうは申しまして、やはり所得税から今まで住宅ローン控除というのがありましたけれども、それを住民税にまで延ばして住宅政策を推し進めていくという国の方針でございますので、私はそれはそれでいいんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ない」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は議案、この第40号、これについては反対するものであります。理由は先ほど質問の中でも触れたんですけども、触れられた中に植田議員も触れましたが、私は従来の今の税軽減が継続されるというのが、これが基本になってるということなんです。そこで国の方では今、不況から抜け出すということで、今の政府がいろんな片方ではばらまき、私も一部そう思うんですけど、そういう中でやられる中、つまり、今の景気を浮揚する経済効果をねらったことの一環から関連した発想というか方針だと思うんです。施策ですね。そういう中で私が言うのは、税の本質というのはやはり所得の多い人、この人から税を取って、そして所得の少ない人の生活の方へ国が回すというのが、これが本筋なんです。以前は累進課税方式というもので、所得の多い人にはそれだけ税率を上げてやってたんですよ。ところが、それをだんだん高額所得の人の税率を軽減する。そして、企業でも大企業の中ではいろんな特別措置法でやって減らしていくという状況なんです。片方では、一番いい例は消費税なんですけど、スタートしたときは3%でいったと、それが今5%になった。そしてまた、確定申告のときにありますけど、いろいろな控除、これもどんどんどんどん控除打ち切っていくやり方、このような中から非常に家計が苦しくなってる状況なんです。そういうことを本来なら一番いい手っ取り早い方針は、累進課税を復活して、そしてまた、企業に対しては例えて言いますと、トヨタとかそういうところなんかは、数兆円の内部留保金を持つてるといような状況であっても、税金は本当に納めるか納めないのかのよう状況なんです。そういう中であれば、そういう以前に税方式変えてですよ、税率を、することが一番であるというぐあいに思うんです。そこで、今回の地方税の改正の中でいろいろ住宅ローン、固定資産税、不動産の取得税とかそういうのありますけども、特にあえて指摘したいのは先ほどもありましたけど、上場の株式のことについて全部はそうとは言いませんけども、総じて言いますと、どちらかというの家計、あるいは所得に余裕のある方がそういうことに出される。低所得者の人は日々の生活にきゅうきゅうとされておる。なかなかそのような恩恵は受けられないような状況なんです。そういう中でやはり地方分権であるならば、町の裁量でこのことについての改善をやるということはやるべきだということを求めて私は反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。この議案40号につきましては、今最初、共産党の亀尾さんが言われましたように、この100年に一度の日本国の経済状況、いかに脱するかといういろんな施策を国が打ち出しているところでございます。これに対して、減税してその

補てんの分は交付税とかそういうことで戻ってくるとそのように町長は明言されました。また、このように国の方もなってると思います。このままで反対されるかわかりません。累進課税とかいろいろ言われましたけども、そういう議案はここに載っておりません。今回ののは、地方税法改正によりまして住宅ローン減税を延長する。所得税についても、株式譲与税についても今までどおりやると、延長して経済浮揚を持ち上げるというような条例改正でございまして、否定する意見は一つもないと思います。国の施策を反対するがための一つの手段としておたくたちは使っているように感じます。日本の国民は本当に今大変でございまして。そういう一つの手段としてこの税法改正をやっていることとございまして、皆さん方もよく御存じのように家建てられた方でも住宅ローン減税が打ち切られた。これをまた復活して回す。これのどこが悪いのでしょうか。なぜそれを反対されるのか私は理解しかねます。こういうことで、国は一刻も早く国民の生活を浮揚させるよう経済効果を保てるよう、浮揚するよう、今一生懸命いただいている問題でございまして、賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この地方税法にかかわる議案第40号ですけれども、反対をいたします。

理由は先ほど亀尾議員も述べられましたけれども、株式の譲渡益、譲渡所得に対する優遇措置の延長3年間。それから、先ほども質疑の中ではっきりしたんですけれども、住宅ローン減税にしましても一番今の不況対策、不況に深刻な影響が出ているのは低所得者ですよね。そういうところに光が当たっていないそういう内容になっているということです。それで国の補正に伴って、その財源としての地方税の問題になってるわけですけれども、結局、国の今やっている政策で一番問題なのは、今の格差と貧困広げている構造改革路線に何の反省もないそういう中で大企業、大資産家を優遇し続けているという内容になっている。そして、その場限りのばらまき予算だということは広く国民が知るところとなっているのではないのでしょうか。そして、社会保障費に対する2,200億円の削減も基本としては、これをもとに戻すという立場には国は立っていないわけです。そういうところから見まして、大変大きな問題を含んでいる国の地方税法、それに伴ったこの今回の改定案だということです。それで、先ほど亀尾議員もおっしゃいましたけれども、その先に待っているのが消費税の大増税というところに……（発言する者あり）既に道を開くような……（発言する者あり）内容に……（発言する者あり）国の法律はちゃんと附則に書いております。そういうところに今の政策を国の政策がずっと来ているわけですし、私たちはそういう抜本的な路線を転換することを求めて反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。賛成の意見を述べさせていただきます。

本議案について反対の意見をるる述べられましたが、この条例自体の可否ということ問われているというふうに考えます。国の税制云々ということ判断するのではなくて、上位法規の地方税法が改正されて町としてどういった条例上の整備をしないといけないかということの可否ということでございますので、これは当然、このとおり整備をする必要があるということで賛成をいたします。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第40号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第41号

○議長（石上 良夫君） 日程第5、議案第41号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第41号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をするということで、21年3月31日でございます。

この議案は、地方税法等の改正にかかわる法律が可決公布されたことに伴いまして、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分をしたことについて承認をお願いをするものでございます。

改正内容については、税務課長の方から御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長でございます。それでは、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

主な改正点を御説明いたします。これも新旧対照表をごらんください。まず45ページでございますが、45ページの第2条第4項でございます。この項は地方税法施行令第56条の88の2第3項の改正によりまして、介護納付金課税額の限度額を9万円から10万円に引き上げるものでございます。

続きまして、46ページの旧欄第23条第2項でございますが、国民健康保険税の2割軽減につきましては、そこに下線で引っ張って載せてありますが、条件がついておりました。これが本年の改正によりまして、条件を削除いたしまして一律に2割軽減の対象とするものでございます。

次に、たびたびで申しわけございませんが、同じく46ページの附則第6項にも訂正箇所がございます。これは新欄の方でございますが、新欄の5行目でございます。この新欄の5行目に第23条第1項とございますが、この23条第1項のうち第1項を削除していただきますようお願いいたします。

続きまして、47ページの新欄の附則第7項でございますが、この項は平成21年1月1日以後、上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税が創設されたことに伴いまして、その申告分離選択課税を選択した場合には所得税法及び地方税法において、これを総所得金額の定義に含めておりませんことから、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定の際に申告分離選択課税を選択した配当所得の金額を含めて算定、または判定するための規定でございます。

続きまして、49ページ。新欄の附則第11項でございますが、この項は平成20年4月30日のこれは昨年の税制改正でございますが、これによりまして平成22年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき、または前年、前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、これらの損失の金額を申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額から控除することができるようになりますために、これに該当するときは附則第7項中、上場株式等に係る配当所得の金額とありますのを上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の金額に読みかえる旨の規定でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 2点お聞きします。まず、最初に9万円だった上限が10万円になるということが1万円つまりアップするとあるわけですね、最高がね。そうしますと、その

最高額を払われる方のグループというんですか、その階層で一番低い人の所得というのは一体どれぐらいなのかということがまず1点。

それから、1万円アップしたことによってどれだけ税収がふえるのかということ、このことについてお聞きしますので、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 先ほど質問されました金額につきまして、ちょっとすぐここにと
いうわけになりませんので、どういたしましょう。（「休憩します」と呼ぶ者あり）じゃあ、休
憩していただけますか。もう一度要点をお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後2時50分休憩

午後3時15分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。先ほどの亀尾議員の質問でございますが、課税対
象になる人の一番低い額、所得の一番低い金額ということでございますが、よくよく考えますと、
この介護納付金は仮に所得がゼロの方であっても納付金の額は出てくると、これは固定資産税割、
それから均等割、それから人数割でございますので所得がゼロの方でも金額は出てきます。

それから、昨年度9万円を超えた世帯でございますけれども、27世帯でございます。以上で
す。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度お聞きします。27世帯ということは世帯数わかりました。
その中で先ほどの課長の答弁で例えていうと資産があった場合、そうしますと、聞くんですけど
も、極端な話ですよ、そういうのは多分ないと思うんですけども、仮に所得がゼロにしても結局
この金額の徴収は義務づけられるというぐあいに理解をするわけですが、そう理解していいもの
ですね。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩開始します。ちょっとテープの調子が悪い。

午後3時17分休憩

午後3時19分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。仮に所得がゼロであっても、例えば固定資産税額を100万払っておられる方、これはもう、この100万の段階で9万超えてしまいますのであり得ます。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回のこの介護保険料の9万から10万に限度額を引き上げるっていうこの政策意図、なぜこのようなことをしなければならないのか、このことについての説明をよろしく願いいたします。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 申しわけございません。政策意図は私にはわかりません。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私が聞いておりますのは、高額所得者に対して限度額を引き上げることによって、中低所得者の保険料を減額することが目的だというふうに聞いているんですけども、実際に南部町の実態がそういうことなのかということは、先ほど亀尾議員が聞かれた質問の趣旨なんです。たくさん所得がある方がいっぱいおられて、そういう方に保険料をたくさん払っていただいて、どれだけ多くの方の保険料を安くするかということのようです。私が聞いた範囲ではですね。そういう中で実際に27世帯で限度額引き上げられることによって27万円ですよ。はっきりしてますね。27万円が保険の徴収がふえる。それを被保険者で割ったら、何ぼの保険料が減額になるかという問題だと思うんですよ。そういうことを南部町でやる必要があるのかということについて、町長の見解をお聞きしたいと思いますけど、よろしく願いします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。どう答えていいのかちょっと困った質問ですけども、地方自治体は国の出先機関ではないけれども、しかし、国や県との連携、協調のもとで住民の福祉の増進を図っていくということですから、当然、法律の改正というようなことについては歩調を合わせなければいけない。それは反対の人もあるでしょうけれども、それは国会でそういうことが決まっていけば歩調を合わせなければいけないと。法秩序をやっぱり維持していくということが私

は大切ではないかなというように思っております、やはり政策的にどういう意図があるのかというような質問もあったわけですが、やっぱり国の方でいろいろな事情を考えて、また与党・野党いろいろ議論の結果このような法律になっていけば、地方公共団体はいろいろ意見はあるでしょうけれども、やっぱり法治国家としての地方のあり方としては当然、同調して対応をしていくというのが、これはどなたが町長になられても一緒なことではないかなと思うわけですが、答えにならんかもわかりませんが、そのように私は考えております。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。（「ちょっと1点だけ」と呼ぶ者あり）
9番、細田元教君

○議員（9番 細田 元教君） すいません。1点だけちょっと。さっき植田議員が9万円が10万円になって1万が27世帯で27万円しか云々って言ったけど、ちょっとこれ理屈が合わんやな気がしますけど、税務課長。旧法では9万円を超える人は27世帯おったと、ね。これは合算で10万円を超えるというのは、そのまま、イコール27世帯には、おれならんだねかと思うんだけど、差が27万円っていうのはおかしいと思うけど、税務課長、大体その辺の見解どんなんですか。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 植田議員がおっしゃりたかったのは、限度額9万円から10万円に変わったときに1万円の相違があるということで、27世帯にその9万円を超える世帯があって9万円して打ちどめになったと。それが10万円で打ちどめになったときには、単純に計算して1万円掛ける27世帯で27万という考え方でおっしゃったと私は解しております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君

○議員（9番 細田 元教君） それは資産割云々から合算云々で、確かに旧例では9万円が27世帯おったと、9万円以上が。今度は10万円になれば、そのまま27世帯にならんと思うけども、そのこと聞いちゃうが。その相違の27万でもわかるわい、それは。相違1万で27万で……

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 確かに、9万円を超えて9万1,000円の世帯もあるかもしれません。ですから、単純に1万円計算は確かにできません。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどの27万円の件ですけれども、これは27万円を超えることではないというのが多分正解だろうと思うんですよ。それはどうでもいい話ですけれども、その程度の保険料の賦課がふえるという中身だと思うんですよ。この介護保険の制度としての矛盾がこれで解決できるのか、解決する方向なのかということが私たちの一番論じなければならない観点ではないかと思うわけですが、今、保険あって介護なしっていうのが……（発言する者あり）討論です所以说わせていただきますけれども、そういう実態にあるというのがこの制度の大きな矛盾になっていると思っています。そういうふうになっている大きな原因は先ほども言いましたけれども、社会保障費を毎年2,200億円という形で……（発言する者あり）取ってきた、討論です。それで、そこに介護保険財政に国の補助をだんだん減らしてきた。それがこの介護保険の矛盾の一番大きいところですね。高齢化がどんどん進んでいくのに、その保険料はどんどん上がり、そして必要なところに給付ができないっていうのが今の最大の問題です。そのことで保険料のちょっと限度額上げるぐらいでこの問題を解決することができないことは余りにも明らかですし、これを解決するためには、国の責任をきちんと果たしてもらおうということで解決していかなければならないし、国が社会保障に対する責任を本当に明確にしていくことなしに、この介護保険の制度を維持していくことはできないというのが私の考えです。南部町の実態から見まして、多くの所得を得ておられる方がいるわけではないような自治体の住民の中で、こういう苦しい保険料の引き上げ。一番困難に陥っておられるのは、こういう先ほど亀尾議員がおっしゃいましたボーダーラインで、一番高い保険料を払っておられる方に一番大きな矛盾がありますし、また一番所得の少ない方々、そういうところに矛盾が集中していると思います。そういうところで国の責任をもっと果たしていただくということを言ひまして、この議案に対して反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君

○議員（9番 細田 元教君） この議案第41号は介護保険じゃございません。南部町国民健康保険税条例を改正する議案でございます。今るる言われましたけれども、これをほんなら反対してそのままでおけばたかが27世帯かもしれませんけど、あなた方はちっちゃなことでも住民

のために不利益になるということだったら、そこを突いて反対されます。今度はこれが9万円から10万円なってもっとこれが少なくなります。また、ほんならそれを言われたら負担が多くなります。反対してこれをもとに戻せば、そういうこと。あなた方の言っちょんとちょっと違う気するんですけども……（発言する者あり）だからこの条例については、住民が少しでも軽くなるような改正をされておりますので、反対することは一つもないというような条例でございますので賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） この41号議案に反対するものであります。先ほど賛成討論の中で負担についての云々があったんですけども、私が保険料を今払っておられる実態の中で、これは総じて言えば、非常に高い思いをされているというのが実態なんです。実際のことなんです。アンケートをとったときに一番に上がってるのは、やっぱり国保税を下げたい。それから、介護保険料を下げたいというので非常に大きな声があったんです。そういう中で、確かに、該当する方が昨年度27世帯であって数としては少ないんですけども、しかし、この中で先ほどの課長の答弁であったんですけど、所得税が仮になくても、ほかのいわゆる資産があれば払うということが義務づけられるということなんです。9万円が10万円、1万の差なんですけども、しかし、今のこのような不況下の実態の中から言えば大変な状況であるし、ましてや、このことによって低所得者の負担が大きく軽減されるという実情はないと思うんです。そういう中で、国保会計から見れば1万円でも多い税金が入った方がいいかもしれませんけども、しかし、今の住民の実態、これを住民の健康・安全を守る立場から言えば、やはり仮に最高限度額が1万円アップになって大したことはないではないかというようなことでとらえるべきではないというぐあいに私は思うわけです。そういう中で、この議案に対しては反対するものであります。

（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（石上 良夫君） 日程第6、議案第42号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第42号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分をするということで、21年の5月11日に行ったものでございます。

内容でございますが、1、賠償金の額33,075円。2としまして、和解の相手方でございます。住所、鳥取県西伯郡南部町倭342番地1、氏名は恩田忠旺。事故の概要でございます。平成21年の4月の20日の深夜でございますけれども、大風の影響によりまして倭地内に設置されていたふれあいバスの停留所標識が転倒いたしました。付近の私有地に駐車していた和解の相手方所有の車両に接触した。これにより当該車両前方のバンパーが損傷をしたものでございます。町所有の施設により、相手方に損害を与えたため、当該車両の修理費相当額を賠償することにより和解をしようとするものでございます。

この内容につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、和解の相手方の車両に損害を与えたために、和解をすること及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分をいたしましたものについて承認のお願いをするものでございます。

なお、和解の相手方とは、専決処分後に示談書を取り交わしまして修理費相当額をお支払いをし、和解が成立いたしておりますので、あわせて報告をしておきたいというふうに思います。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

9番、細田元教君

○議員（9番 細田 元教君） 1点お願いします。これで和解して、こういう専決されていぐあいになったという話をお聞きしましたが、こういう事例は町内の各箇所でも起き得ることだと思います。それで、これについてどのような対策をされたのか、ここだけじゃございませんと思う。ほかにもいっぱいあると思います、こういう事例が。あると思いますけれども、これについての対応をどのようにされたのか。また、どういうふうに行っているのか。これはまた

予算措置でいつごろされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長、長尾でございます。御質問にお答えいたします。まず、対策であります。今日まで行っております対策は具体的にバスのバス停の標識のことから申し上げたいと思いますけども、根っこは約40キロほどのコンクリートできております。この上に時刻、地名、場所の名前と、それから時刻の書いたプラスチックのボードが取りつけてございます。転倒するという事例も過去に台風の際等あったように聞いております。対策としまして、まず今までにやっておりますことは、すぐ隣接してガードレールなどがあるところでは固定をしております、そこに結ぶ形で。今回の場合は、付近にそういうものがございませんでしたので立てただけということです。かなりの強風の際には、やはり今回も転倒しました。転がったものではありませんが、パタンと倒れた状態でございます。所管いたします企画政策課で検討いたしましたら、やはりこの時刻を書いたプラスチックのボードが少し大き目であるということがやっぱり風を受けた場合の転倒の原因になっておるとというのが結論でございまして、設置されました日ノ丸自動車さんと今後御相談をしてみたいと思っております。少しコンパクトな物に変更できないかというのが相談の中身でございますけど。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君

○議員（9番 細田 元教君） 要はこういう時刻表を……（発言する者あり）まだ足りないんじゃないでしょうか。

○企画政策課長（長尾 健治君） 1つ申し足りないことがございましたので申し上げます。今回の賠償につきましては市町村が加入いたします。全国の市町村責任賠償保険というものが該当になりましたので、そちらの方からお支払いしております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君

○議員（9番 細田 元教君） 今聞きましたら、丸いふれあいバスというこの看板とその下に時刻表が書いてあると。この時刻表をちっちゃくする。ちっちゃしたら、お年寄りは見にくいかもしれない。けども、それと同時にそれだけの措置で本当に、また今異常気象がございまして可能かどうか、40キロの下が支えであるかどうか。たまたまこれ名前があって賠償されたけど、おれはもう1点事例聞きました。原工業団地から北方に抜けるとこに角っこにあるんですね、1つ。それが動くんだって、やっぱ。たまたまこれ、こっち向いたとき見られたと思いますけど、けがしとると思う、あれ。車と接触してます。それ見られた方が僕に通報あったけど、だれが当たったかわからんやになんちやっちゃったみたい。やっぱり今、国道とか道路のわきに置いてあり

ます。よっては、ずることがある。この場合倒れてるんです。田んぼの方にずれたら田んぼ落ちるし、国道の方へずれたら国道へ出てくる。それによって国側、それからちょっとしたりして。ところが、事例が実際にあったんですわ。ガードレールがあるときはガードレールくくりつけりゃいいかもしれませんが、そのないところのそのような対処方法で本当にいいのかどうなのか。これ40キロの重さで可能かどうか。本当に検証されんとまた大きな費用がかかるとは思いますが、このような事例がとんとん出てくればちょっと不安ですけども、今後そのように検討されるかどうかだけお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長、長尾でございます。至急に検討いたします。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 細田議員と関連があると思いますけど、一応この時刻表についてはどれくらいの風速というか、そういうものを想定されているのかちょっとわかれば教えてください。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 具体的に試験データというようなものは持ってありませんで、手持ちで風速まで想定しておるものではございません。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） やはり可動式のを置くということになれば、いろんなことを想定しながらしないと、今回はたまたま物損であったんで何とかよかったと思いますが、やはり停留所等でございますので、人がたくさん出入りする場所というぐあいに想定されますので、そういうことについては、町としても安全対策に十分気をつけていただきたいというように思います。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ない」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論がありませんので、討論を終わります。

これより、議案第42号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第42号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第43号

○議長（石上 良夫君） 日程第7、議案第43号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。議案第43号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告をして承認を求めるところでございます。

めくっていただきまして、専決処分をごらんください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年度南部町一般会計補正予算（第8号）について、次のとおり専決処分をする。処分日でございますが、21年の3月31日でございます。

それで、別冊の20年度一般会計補正予算書で説明をいたしますので、まず1ページをお開きください。

平成20年度南部町一般会計補正予算（第8号）

平成20年度南部町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,395,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び廃止は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成21年 3月31日 専決

南部町長坂本昭文

この事項別の説明に入ります前に今回の主な内容でございます。

まず、3月議会で対応できなかったものにつきまして、今回補正をさせていただいております。主なものは3つございます。1つは、特別交付税の交付決定が3月の17日にありまして、これに伴う予算調整でございます。2つ目が町営住宅事業でございますが、これの入札による事業費の減額がございました。これを減額するものでございます。3つ目のCATVデジタル化対応事業が主なものでございます。

10ページをお開きください。歳出の方から説明をさせていただきます。総務費、総務管理費4目のCATV管理費でございますが、19節の負担金補助及び交付金のCATVデジタル化対応事業補助金735万3,000円でございます。これは国の補正予算の地域情報通信基盤整備推進交付金を受けて行う事業でございます。南部町SANチャンネルのデジタル対応を行う事業でございます。

次に8目、財政調整基金費でございます。財政調整基金費の8,700万円の積立金は、歳入で特別交付税が予定より多く入ったことによるものでございます。

続きまして、土木費、住宅費、1目、住宅管理費でございます。ここでは城山住宅建設改良工事の最終入札が2月25日に行われ、入札減などの事業費の調整を行っております。

一番最後になりますが、予備費でございます。歳入と歳出の調整によりまして62万9,000円の減額をしておるものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。ページは7ページになります。この7ページは自動車重量譲与税からゴルフ場利用税交付金までは、実績額に合わせて予算の整理をさせていただいております。

めくっていただきまして、8ページに移ります。2段目になりますけども、地方交付税でございます。特別交付税1億8,513万3,000円は、交付決定額が3億5,513万3,000円あり、当初予算1億7,000万との差額を予算化したものでございます。

次の段になりますが、交通安全対策特別交付金は交付決定額の確定によるものでございます。

次の段の国庫支出金、国庫補助金3目の教育費国庫補助金でございます。これは学校教育施設等整備費補助金が3,289万2,000円入っております。これは会見小学校体育館耐震補強事業の補助金でございます。平成20年度からは耐震関連事業にも交付されることになりました

ので、予算計上をさせていただいております。同じく、総務費国庫補助金でございます。地域情報通信基盤整備推進交付金の185万5,000円、これは歳出で説明しましたなんぶSANチャンネルのデジタル対応事業の補助金でございます。

続きまして、県支出金でございます。鳥取県市町村交付金事業65万1,000円は、地域振興交付金事業でございます。それと、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金93万円は、1月の臨時議会で緊急雇用対策の費用をお願いしましたが、その一部に補助金がついたので予算化をしたものでございます。

9ページに移ります。繰入金、減債基金繰入金でございます。この減債基金繰入金8,700万円の減は、特別交付税が見込み以上に交付があったことにより、調整をここでさせていただいております。

諸収入ですが、21万9,000円は、CATV施設移転補償金でございます。

最後の町債でございます。1目の総務債でございます。これは会見小学校体育館耐震補強事業4,060万円の減でございます。これは先ほど申しましたように補助金が多く入ることになったため、減額するものでございます。

次に2目、農林水産業債でございます。広域基幹林道整備事業債80万円の増は、調整分が借りられることになったことによるものでございます。

最後になりますが、町営住宅整備事業債1,470万円の減は、事業費の減に伴う減額でございます。以上で歳入の説明を終わります。

次に、4ページに戻っていただきたいと思っております。第2表、繰越明許費補正でございます。項目としては、追加と廃止をお願いしております。上から順に申します。

2款、総務費、1項の総務管理費、CATV施設管理事業でございますが、227万2,000円でございます。これは西原地区の県道改良事業に伴いCATVのケーブル移転をするものでございますが、県道事業が繰り越しになったことにより、繰り越しをお願いするものでございます。

2段目の総務費、総務管理費、CATVデジタル化対応事業でございますが、735万3,000円、これは国の補正予算に伴うものでございます。

3段目の民生費、社会福祉費、商品券配布（緊急生活支援）487万6,000円は、商品券の利用期限7月末ということで繰り越しをお願いするものでございます。

4段目になります。民生費、社会福祉費、後期高齢医療システム改修事業315万円でございますが、その下で事業費の廃止をお願いをしておりますが、3月補正で科目の誤りがあり、ここ

で修正をさせていただくため、お願いをしておるものでございます。

次に、その下の5ページになりますが、第3表、地方債補正でございます。上から説明をいたしますが、広域基幹林道整備事業は限度額を640万円から720万円に80万の増額変更をさせていただきますいております。これは調整分を借りることができるようになりまして、お願いをするものでございます。

2段目でございます。公営住宅整備事業、限度額を6,280万円から4,810万円に1,470万円減額変更をしております。これは事業費の変更によるものでございます。

会見小学校体育館耐震補強等事業は、限度額を6,050万から1,990万円に補助金の増額に伴い、4,060万円減額をお願いするものでございます。いずれも起債方法、利率、償還方法には変更がございません。以上で一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

9番、細田元教君

○議員（9番 細田 元教君） 3点ほど。まず、8ページの特別交付税が1億8,500万入っていますが、今、説明によりますと予想よりはるかに入ったと。どのぐらい予定されておりました、これだけ余計1億8,500万も入ったんですけど、どのぐらい最初は予定しておられましたでしょうか。

それと、4ページの繰越明許費補正の件ですが、3の民生費の社会福祉費の商品券配布の分で、7月までの分で487万6,000円繰り越しになってますが、今の実態、実績等がわかりましたら教えていただきたい。

それと、後期高齢者医療システム改修事業があって下に廃止になってますが、科目の誤りであったと。これは大事な事業だと思いますけども、ごめんなさい。頭ちょっと記憶ないですけど、どういう今度は名前のどういう科目で予算に入りましたでしょうか。その3点です。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 特別交付税ですけども、当初はやはり辛く見積もっております、当初予算では1億7,000万円を見込んでおります。それがあけてみたら3億5,513万3,000円になったものでございまして、その相差を補正をさせていただいております。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、分倉善文君。

○町民生活課長（分倉 善文君） 町民生活課長でございます。商品券の現状についてお答えをさせていただきます。343世帯で6,820枚、金額で341万円（「ちょっとごめん。もう

ちょっとゆっくり言って」と呼ぶ者あり) はい。343世帯、6,820枚でございまして、1枚が500円ですので、341万円ということになっております。以上でございます。

○議長(石上 良夫君) 総務課長、森岡重信君。

○総務課長(森岡 重信君) この繰越明許費の項目ですけれども、目的で組んでおりますので、基本的には企画費でしょうかね……(発言する者あり) 追加の分でいうと総務で組んでおりました部分が民生費に変わるということでございます。

○議長(石上 良夫君) 9番、細田元教君。

○議員(9番 細田 元教君) 今、8ページの交付税のことをお聞きしました。1億何がしを辛く見積もって3億何ぼ来たと。相差の1億8,000万余分に来たってことですが、町長、大変いいことですが、このように来るといふ原因はどのように考えておられますか。

○議長(石上 良夫君) 町長、坂本昭文君。

○町長(坂本 昭文君) 町長。特別交付税は大体に交付税の6%を特交で交付をします。12月分と、それから3月と二度にわたって交付になるわけでありまして。これが大きなルールであります。その中にさまざまな特別な財政事情のあるかなしかによって、措置されるものとされないものが細かく決めてございます。病院の問題、病院を抱えているというようなことについての特別な財政事情があるというようなことで交付になったり、あるいは災害がたくさん発生したというようなことで特別な財政事情があるだろうというようなことで交付になると。そういういわゆるルール分というものと、それからルールには直接基づかないわけですがけれども、さらに特殊な財政事情というようなことで交付になるわけでありまして。昨年は岩手、宮城ですか、地震など非常に大きな災害が発生をしておいて、特別交付税は余り当てにするなというのが一つの指導でございました。大きな予算組んで穴あけるなということでもありますけれども、最終的に3億5,500万ものたくさん交付税いただいたわけでありまして。これの主だったものでございますけれども、頑張る地方応援プログラム3,000万円、地方バス対策1,700万円、それから僻地医療1,200万円、病院の基礎年金の拠出金1,200万円、それから隣保館人権教育関係1,050万円、それから緊急雇用とか居住安全対策383万3,000円というようなことでございまして、最終的に思った以上の特別交付税の交付をいただいたということでありまして。町としては非常にありがたいわけでありまして財政上からいいますと、去年も3億ぐらい来ったという、今年も来ればいいのではないかとというような考え方もありますけれども、やっぱり万一のときのために財政調整用に若干議会の方には低い額でお願いをして、最終的に財政調整をさせていただいているという側面もありますので、御理解を賜りたいというように思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 4ページの先ほど細田議員が質問されましたけれども、繰越明許費の補正で民生費の社会福祉費の社会福祉費の商品券……（「植田議員、マイク、マイク」と呼ぶ者あり）商品券配布ですけども、これが「あったか商品券」っていうものですね。これは5,000円を老人65歳以上でしたか、非課税世帯でしたか対象ちょっと忘れちゃったけれども、5,000円を持って商品券を買いに行くと1万円分の商品券を渡すというものでしたね。それで実績が682万円ですか、ちょっと販売実績も再度繰り越さなければならない。結局20年度中に本来ならば使い切らなければならない緊急の生活支援だったわけですね。それが残って繰り越さなければならないということの原因について、どのように考えておられるかということをお聞きしたいということです。

それから8ページ。この特別交付税、先ほど町長から説明して増額になった要因についてちょっとメモしてみたんですけども、その町長から説明していただいた増額の金額を合わせても7,000万から8,000万ぐらいの感じかなと思って見たんですけども、結局、この特別交付税は、今の緊急経済対策という意味合いがあるのではないかというふうに思うんですけども、その辺の特別交付税で交付された意味については、先ほどの説明ですべてなのかということを確認しておきたいと思います。

それから、その下の教育費国庫補助金の3,289万。これは耐震工事に補助が認められたということですけども、当初予算っていいですか、これまで会見小学校の耐震補強については12月補正で5,060万の予算を計上してましたね。それで、財源としては合併特例債だったと思うんです。それで、そのときには耐震補強のための補助金が見込めなかったのかどうなのかっていうところで、こういう認められ方をしたことによって、今後申請さえすれば耐震補強については国が対応するのではないかということを考えるんですけども、その辺の考え方について申請すれば通るのではないかということについてお聞きしたいと思います。

それから、県支出金、その下県補助金のところですけども、緊急雇用創出事業臨時特例基金の補助金93万円ですけど、これを予算化した内容、中身、どういう形で歳出に出てないもんですからわからないんですけども、歳出はどういうふうにするのかということですね。

それから、先ほどの地方交付税の今回の補正でのお金の流れをちょっと見てみますと、1億8,000万国から特別交付税が来たのを1つは減債基金に当初8,700万基金繰り入れする予定を繰り入れないということと、もう一方で財政調整基金に8,700万積んだということで合計

1億7,400万。これが丸々そういう基金のところに納まったというのが今回の補正の大きなお金の流れかなと思っているんですけども、そういうふうに基金として留保したと、今回の補正では。そういうことの中で今後ため込むのかということについて、経済対策として積極的に財政出動する考えはないかということについてお聞きしたいということです。

それから、10ページのCATVデジタル化対応事業補助金なんですけども、これがちょっとよくわからないんですけど、CATVの21年度予算でデジタル化の委託料っていうのが200何万かこれは中海テレビに委託料として払うのは21年度予算で出たんですけども、このケーブルデジタル化対応の関係の費用は、初めて予算に出てくる費目ではないかと思うんですけども、これが実際どういうことをするお金なのかということがよくわからないので、それで、この歳出に一たん出てますけども、これは仕方がないんですか。もう年度が過ぎてしまってますんで繰り越したということですよ。

それからもう一つ、もう1点だけよろしくお願いします。10ページの土木費のところの住宅管理費の補正額の財源内訳というところなんですけども、地方債1,470万減額して、その他の財源も690万減額して、一方では一般財源を873万5,000円増額しておられるんですけども、このようなことをする理由、これは補正がたくさん来たので借金を少なくして健全な財政に寄与する、そういう考え方なのかということです。

それと、最後にもう1点だけ。予備費の62万9,000円の減額ですけども、歳入と歳出の調整だっという説明だったんですけども、実際この62万9,000円を何かに使ったということではないのですかということです。予備費を減らすということは、何かに使われたのではないかってそういうふうに見ないのでしょうか。ちょっとそのことの確認をよろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、分倉善文君。

○町民生活課長（分倉 善文君） 町民生活課長でございます。先ほどの対象者の年齢が違っておりましたので申し上げます。平成20年度の住民税非課税世帯のうち75歳以上の高齢者ということになっておりますので申し上げます。

それから繰り越しの原因でございますが、これは当初から7月の31日まで使用ができるということになっておりますので、当然繰り越しが出てくるということでございまして、今回487万6,000円を繰越明許費に上げさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） この財政調整基金の関係でございますけども、この財政調整基金につきましては、年度間の財源の不均等を調整するための基金ということになっておりまして、

長期的視野立った計画的な財政運営を行うために財源に余裕のある年度に積み立てを行い、財源が不足した年度に活用するためのものであるということでございますので、景気というお話がありました。そういうところと性格が違うものでございます。

それから予備費でございますが、これはただ歳入歳出の調整のためのものでございますので、ほかに何も使っているものではございません。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君

○町長（坂本 昭文君） 町長。特別交付税の増額の理由ですけれども、先ほど何点か申し上げたら6、7、000万にしかならんのではないかというようなことですけれども、るる全部言えばとても時間がございませんのでまとめて言います。12月のルール分が5,260万2,000円ふえております、昨年と比較してですね。それから、3月のルール分が4,240万円減額になっております。それから特殊財政事情分、これが2,716万1,000円増額になっております。合計で3,736万3,000円昨年度よりもふえておるという状況でございます。

それから、積極的な財政出動をする気がないか、基金にため込むばかりでということですが、これは既に積極的な財政出動をするように15カ月予算でやっておりますけれども、これは専決でございますから、3月末に特別交付税が増額になって確定したことに伴いますところの財政調整、予算書の調整という意味合いが強いわけですから、そのように御理解をいただきたいと思えます。

○議長（石上 良夫君） 学校教育室長、中前三紀夫君。

○教育委員会学校教育室長（中前 三紀夫君） 教育委員会学校教育室長、中前でございます。植田議員の質問にお答えをいたします。このものにつきましては、議員の皆さん方御承知のとおり安全・安心な学校づくり交付金でございます。植田議員の質問でございました申請すれば通るかという問題でございますが、これは文科省の予算等の関係もありますので、私の方からはどうお答えしていいのかわかりません。

内容でございます。先ほど総務課長の方から説明ございました。年度当初は地震補強事業、この交付金事業のメニューの1つでございます地震補強事業というメニューで補助金を計上してございました。ところが、平成20年度の年度中途にいわゆる地震防災対策特別措置法等の一部改正があった関係から、この地震補強事業が大幅に緩和されまして、地震補強と同時に実施をする改修事業についても地震補強事業と関連事業として同率の補助金を出すということになりました。したがって、このたびの補正の額につきましては、今、会見小学校の体育館で予定しております地震補強工事及び大規模改造工事ですけれども、その大規模改造工事部分がそういう要綱が

緩和されたために補助金が見込まれるということで予算計上をしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長、長尾でございます。当方のお尋ねは2点ございましたのでお答えしたいと思います。

まず、1点目。8ページの下段、15県支出金の県補助金。これの1、総務費県補助金のうち説明で緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の用途についてのお尋ねであったというふうに認識しております。これは町道ですとか、林道ですとかの維持、補修、それから除草等の作業を緊急雇用でお願いしました3名のお方の2月、3月の賃金でございます。100分の100であります。

次に、2点目でございますが、10ページの上段、総務費の総務管理費のうち4、CATV管理費。説明では、CATVデジタル化対応事業でございますこの補助金につきまして御説明いたします。735万3,000円の歳出が組んでございますが、実はこれをお話しする前に、状況の説明を行うために8ページの中段からやや下、国庫補助金の2の4、総務費国庫補助金の説明は、地域情報通信基盤整備推進交付金185万5,000円。このものが3月の終わり、末になりましてから国から補助金の内示がございました。これは本来、想定しておらなかったものでございまして、先ほど植田議員おっしゃいました21年度予算で200万強の委託料が中海テレビに組んであったというふうにおっしゃいましたけど、まさにそのとおりでございます。3年に分けて中海テレビにデジタル化に伴うシステム変更ハードとソフトでございますが、これを南部町、伯耆町、大山町、日南町が均等に負担して払っていくというものを想定しておりましたが、国からの補助金が185万5,000円ほどまいりました。ちなみに、これはその3年で考えておった3年分の補助金でございます。したがって、補助金で来ましたので、今後、補助金にこの支出の方もなるわけでございますけども、再び10ページをごらんいただけますでしょうか。これが中海テレビにデジタル化に伴うシステム変更としてお支払いするお金。そして、先ほど申しました185万5,000円が国の補助金ということでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長です。県支出金のところで緊急雇用創出事業の93万円県補助金が出たということでございますが、これは林道作業員が対象となっております、その経費に対する補助金ということでございます。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 植田議員の御質問ありました土木費の住宅管理費の中の財源内訳

の件でございますけれども、住宅建設ことは完了で補正額が1,287万3,000円の減としております。財源内訳の中で地方債の補正にもありましたように1,470万円の減、その他が690万8,000円としておりまして、議員がおっしゃられましたように長期借入れの方を減じて自主財源でもって健全な財政運営を図るという考え方でこういう財源内訳になっておるといふふうに理解しております。よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 最初に、繰越明許のところの商品券のことを再度あれするんですけども、7月までに販売する期間があるというように私もわかりましたけれども、これは私が聞きたいのは、相当額残している要因。なぜ、せっかく5割ものプレミアがついているのに、来られないのかということの原因について私はお聞きしたいんですけども、といいますのは、このときにちょっと議論を深めることができなくて、お年寄りの方に緊急生活支援という形でどうやったらより使っていただきやすいやり方になるのかということで、議会通った後、住民の皆さんの要望を聞いて町民生活課に申し入れをしたいきさつがありまして、プレミアをつけるのではなくて、直接対象の方にそのメリットになる金額の商品券を直接送る方がいいのではないかと申し入れたんですけども、そういう方向で予算を消化していくってことをするべきではないかと考えるんですけども、それについての見解を求めたいと思います。

それから、デジタル化対応のことで3年間分の国からの歳入が180何万で、実際に中海テレビに今後支払わなければならない総額っていうのが幾らあって、町がどれだけ中海に余計一般財源使って払うことになるのか、その見通しについてお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 今後、CATVのデジタル化対応にシステム変更するために、中海テレビに払うお金は10ページにありますとおり735万3,000円というものを見込んでおるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、分倉善文君。

○町民生活課長（分倉 善文君） 商品券の金額をそのまま出したらいじゃないかというような御質問でございましたけれども、町内の事業所、あるいは商工会の活性化もあわせて図りたいということでございまして、半額負担をしていただいて5,000円券を1万円で販売をしておるところでございます。

いいですか、すいません。1万円のうち5,000円を本人負担をしていただいたということ

でございます。訂正をさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何点かお聞きしますのでよろしくお願いします。先ほど植田議員が言ったんですけど、私ももう一度お聞きしたいんですが、デジタル化で課長は3年間で3町ですか、それが均等でやるんだということなんです。このたび上がっているのは735万3,000円ですね。この金額が後2年間続くというぐあいに理解するのか、あるいはこれで3年間言われるんですけど、これで終わるのかということ、どっちなのかということなんです。

それから、町長は先ほど特交のことなんですけども、ルール分、この中で私がお聞きしたいのは、特別交付税であるのであれば、予定よりも多かったと、見込みより多かった。確かに、15カ月予算で3月での専決なんですけども、しかし、これをじゃあ新年度になってふえた分は、一たん基金にしたんだけど、これをまた新たに事業に回すという考えはお持ちでしょうかということなんです。

それからもう一つ、緊急雇用創出でよくわからんですけども、草刈り、道路維持ですか、維持のことで緊急雇用で3人分で2月、3月分の給料がということなんですけども、これは補助金はその月ごとにこれから出るようなこういう仕組みなのかどうなのかということ、この3点についてお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長、長尾でございます。亀尾議員の御質問2点お答え申し上げます。まず、CATVのテレビのデジタル化対応事業につきましてですが、今後、中海テレビに交付いたします金額は、735万3,000円だけでございます。当初は、3年度で200数十万ずつを考慮しておりましたけども、3年分の補助金が来ましたので、これ一括でということでございます。

それから、今の緊急雇用交付金でございますけども、3月末に93万のものがまいりましたんですけども、これは今後も緊急雇用の事業がある限り、交付金は該当になったものについて来ますけども、審査を受けて交付金が入ってくるという理解をしております。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。交付税を今後、積極的な財政出動に回す気があるのかということだったと思いますけれども、これは今後のさまざまな財政事情にちょうどこれというわけではないですけど、財政状況を見ながら出動していくと、そういう財源として利用していくということでございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 確認なんですけど、町長。つまり、今回は起債の返還を早めるためにこれを使ったり、基金にされたんですけども、今後やはり町民の生活対応については、随時これを利用するというぐあいに理解をしていいのでしょうかということと、それから、この緊急雇用対策先ほど言われたんですけども、これが続くということになればその都度申請されて、承認を得て入ってくるというぐあいになるわけですか。この2点お聞きします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長、長尾でございます。後段の緊急雇用の方の御質問にお答えします。実情、実績に応じて該当すると判断されれば交付金が入ってまいります。ただ、事業の継続について、これは国が決められることでございますので、先行きについてはちょっと私の方からは申し上げにくいところでございます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほども申し上げましたとおりでございます。さまざまな町の財政事情に大切に使うということでございますのでよろしくお願いいたします。また、従来からそのようにやってまいりましたので御理解いただきたい。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷です。10ページのCATVデジタル化対応事業のことにつきまして、ちょっと私もよく理解できておりませんのでお尋ねしたいと思います。このデジタル化対応事業っていうのは、どのあたりまでのデジタル化になるんでしょうか。初め加入するとき多チャンネルを加入してっていうことは、プラス幾らかのお金でどういう状況になってもデジタル化になってもいいんだよっていうこと。それと、SANチャンネルとほかの基本的な分については、アナログテレビであればデジタル化になったときには、一切視聴は不可っていうように初め聞いてたんですけれども、このデジタル化対応事業されるっていうことにつきましては、例えば多チャンネル入っているじゃなくって、SANチャンネルを視聴されてるような方、そういう方でアナログテレビをそのままずっと見続けられることができるのかどんなか。その辺ちょっと理解がよくできておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 長尾でございます。今言われておる限りでは、テレビというもののシステムをデジタル対応に変えるないしはその専用のチューナーを設けないと、もう地デ

ジに移行したらテレビが見れなくなってしまうということは、これは受け手の皆さんの放送を受ける側の皆さんの立場のお話でございます。ここに書いてございますのは、実は発信もとの本町で申しますと中海テレビさんのシステムのお話でございます。ちょっと長くなるんですけども、ここで番組をこしらえておりますが、いきなり町内の皆さんに流しておるのではなくて1回中海に信号を送っております。中海さんから南部町なら南部町、伯耆町なら伯耆町というふうにもまた信号を発信していただいておりますが、その発信の部分をデジタル対応に変えていかないといけないという問題が起こっておりますので、そのためのこの総事業費が735万3,000円、ハードとソフトのシステムの変更ということでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） よく理解いたしました。そう申しますと、もとの方のことについてですが、受け手の側の低所得者の方に対しての何らかの支援ということはお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 長尾でございます。漏れ聞くとところによりますと、御支援が必要な御家庭には、国がそれなりのその地デジに移行するときに支援をするというようなことも聞いておりますけれども、町としては具体的にじゃあこうするということまだ固めておらないところでございまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 20年の一般会計補正予算（第8号）に反対いたします。理由は昨年来といいますか、未曾有の経済危機、不況に対しまして、国は緊急経済対策ということでさまざまな財政を出動して地方にも一定のお金を配分してきましたけれども、3月の当初予算でも、それまでの何回かの補正でも、南部町の予算は国から来たお金を西伯小学校の改修に全額生活支援の補助金を導入してまいりました。そのときの緊急経済対策生活支援だったわけですね。それ

に見合う住民の皆さんの生活を支えるためのお金がこの間ずっと不十分な状態が続いてきてると思うんですよ。今回、3月補正でもう最後の補正ですけれども、これまでそういうことをしてこなかったツケといたしますか、最終的にこの補正では、基金にため込むしかできなかったということになってしまったわけです、結果として。私は、3月の補正でもっと住民の皆さんの苦しみを緩和するための予算を組むべきだったし、それまでに何回かのチャンスもあったと思うんですけれども、そういう形で今回もこの補正の審議の中でも、明確に積極的に住民の皆さんの生活を支えるという決意も聞けなかった。そういう中で、私は、この予算を不同意ということによって反対をするものであります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この20年度、これ最終です。議案（第8号）ですが、これは20年度の調整でやって、これが決まった。20年度の予算も全部決まって、総額73億9,535万6,000円という予算に決定したという補正予算でして、交付税も3,000何ぼかしのいろんな行政執行部が頑張られたおかげで来たと、それが来たおかげで基金を取り崩さでもよかったと。また今、西伯小学校の改築についてのことを言われましたが、これは3月議会で、この財源内訳の中で秦議員がこれを今までどおりやるのと、国から来たこのお金を使うのとのすごい相違があって住民のためにすごく有利なこの財源の内訳になったはずでございました。あげでしたね、秦議員。何千万円でしたね、あれは。（「6,000万円」と呼ぶ者あり）そうそう、そのぐらいのところで住民にすごく還元をした使い方でもございました。もし、これを植田議員が言われるように、この一般……その前に、植田議員等は教育問題にすごく熱心でおられまして、早く直せ、すごく耐震についてせと言っておられまして、その予算をほとんど10分の10の補助金でやったと。これをほんなら、そのお金を生活支援の方に、確かに大事ですけど、そっち回して、ほんなら学校の予算を今までどおりやとつたら、3割ぐらいですか、あの一般財源つぎ込みにゃいけん、確かお金だったと、それは6,000万ぐらいの手出しが必要だったと。それを反対理由にされておられましたが、何かナンセンスじゃないかなと私は思っておりまして、今回のこの補正予算見ましても、きちっと国の補助金 came ときにも会見小学校の体育館の耐震に使っておられますし、情報ものでも、デジタル化でもちゃんと入ってますしね。反対する理由はないと私は思っておりまして、この件に関しては賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案の43号、これについて反対するものであります。理由は、私は先ほど町長にも質疑したんですけども、つまり、3月にあって専決だったもので、こういう場、専決方法をやったんだということで、じゃあ15カ月予算のやられてるんで、その中で今、町内の生活実態というのは非常に大変な状況なんですよ。それで、私は、このお金が来たのは起債の返還に当てるとかそうじゃなくて、本当に例えていいますと、これは政府が3段ロケットで言いましたね。補正、本予算、そして補正だって。つまり、いかに今の景気を浮揚する金の庶民の地方のお金、国を含めてですけど、金回りをよくしたいというのが、そして景気に弾みをつけるんだということからやってる予算であるんですよ。確かにルール分もありますけども、その中で使われてる出された交付税については、やはり有意義に使うことだと思うんです、しかも早く。どういうことかといいますと、具体的な例で1つでもヒントになるといいんですけども、例えていうと公務で働いておられる職員の方、非常に不安定な雇用の状況なんです。不安定というか、非常に低賃金の中で働いておられるんです。それをやはり少しでもそっちの方に補てんしていく。それがつまり需要を高めることになるし、そういうことから、やっぱり積極的に使うというそういう施政をやるべきであって、確かに基金することもいいかもしれませんが、そうではなくて、やはり景気浮揚を第一に考えるということ、このことが町の活性化を呼ぶことであり、このようなことではなくて、ほかのお金の有効な使い方に回すべきであったということを主張して反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） ここで、原案に賛成者の発言を許します。

10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 井田でございます。私は、賛成の立場で御意見を討論させていただきます。先ほど植田議員は何ら対策をとってないということを言われましたけども、御存じのとおり15カ月対策として経済対応対策、そして緊急雇用対策も打ち出されました。今回の補正は特別交付金が確定したということで、これの調整だということであります。そして、歳出の方でございますが、CATVデジタル化対応事業補助金ということでございますが、これは2011年、2年後でございますが、これは完全にアナログが廃止になります。そのための中海に対する補助金でございます。それと、財政調整積立金が8,700万でございます。これは将来の財政安定のための調整する基金でございます、重要な私は積立金だというふうに考えております。

それと、もう1点。土木費の方でございますが、20年度城山住宅の予定建設が完了したということでこれの減額調整ございまして、何ら反対する要素はございません。したがって、私は、この議案に対しては賛成するものであります。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号、専決処分承認を求めることについてを採決いたします。

議案第43号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

ここで議事の進行上、あらかじめ時間の延長を宣告いたします。

日程第8 議案第44号

○議長（石上 良夫君） 日程第8、議案第44号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 議案第44号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

44号議案につきましては、ことしの5月1日、人事院が国家公務員の6月支給の一時金について0.2カ月凍結するという内容の臨時勧告が出されたわけでございます。これに伴いまして、当町の職員についても国家公務員と同様に6月支給の一時金について0.2カ月凍結するため、所要の改正を行うものでございます。

第1条でございますが、これは南部町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。職員の6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例として、附則に新たに1項を設けるものでございます。これによりまして、6月支給の期末手当は現行の「100分の160月」、1.6か月分でございますのを「100分の145月」と勤勉手当は現在の「100分の75月」を「100分の70月」と読みかえるというものでございます。結果的に0.2月の凍結ということでございます。

それから、第2条におきましては、これは南部町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第3条は、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正でございます。これらは町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の6月に支給する期末手当の特例として第1条と同様、附則に新たに項を設けるものでございます。これによりまして、特別職の6月

支給の期末手当について、現行の「100分の160月」を「100分の145月」と読みかえるものでございます。特別職についても職員と同じく6月支給の一時金の一部を凍結をするものでございます。この条例は、公布の日から施行することといたしております。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 説明が終わりました。

提案に対し、質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の条例案は、一般職と特別職が一つの議案として提案されているんですけども、一般職については生活給だと思うんですよ。それで、特別職については、特別職の責任の重さに対する対価というふうに考えたらいいのかなと思うんですけども、その一般職と特別職を同列に一つの議案で扱うことっていうことの整合性が私は理解できないのですけれども、その点についてどういうふうに考えておられるかということは1点と、それから、一般職については、期末手当と勤勉手当を合わせて0.2月の減額、6月の期末手当に対しての減額。それが一般職ですけども、特別職では1.5ヶ月ですね。私はそここのところの考え方をお聞きしたいんですけども、特別職は生活給でないのに、特別職は町長から言えば、この条例案を提案して職員の給与を引き下げの提案する立場の方ですよ。そういう特別職の方が一般職よりも減額率を低いついていう提案をされた考え方について、どういうところからそういう発想が生まれるのか、そここのところの説明をよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。この条例の一部改正についてということで、一本の条例としておるわけでございますけれども、これは従来もこういった関係でいろんな条例改正を一本の条例でさせていただいておるとい経過もございまして、これは別々にやる方法等もあるというふうには確かに思いますけれども、従来やっておるようなやり方で、二つのものをこの一つの議案で改正をするという考え方でおりますので、ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

それから、特別職と一般職の違いということでございますが、特別職には勤勉手当というものはないわけでございますので、当然そこでそれだけの違いというものが起きてくるということでございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 普通の一般の町民の方が聞いて、そういうお答えで納得されるのかなというふうに思うんですよ。特別職は勤勉手当がないので、期末手当の率では同じではない

かという説明ですよね。それで納得私はできないんですけども、一般職の生活給を引き下げる提案をする特別職の方が一般職の方よりも減額率が低い提案をされるその理由について、再度よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。国の勧告では、皆さんにお示しした資料にも一番下の方に書いてございます。国の方では、内閣総理大臣等特別職国家公務員の平成21年6月期の期末手当の支給月額について、下記のとおり暫定的に引き下げるということで期末手当を1.6から1.45、0.15ヶ月の削減というところになっておりまして何ら問題はありませんし、支給に対してやはり減額するというのは当然のことだというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 具体的なことをお聞きしますのでよろしくお願いします。職員の場合は0.2になって、特別職の場合は1.45なんですけど、具体的に聞きますけど、職員のこれで計算すると職員の平均は1人当たり幾らになって、特別職、町長、副町長、教育長は一体幾らになるんですか。その金額をお示してください。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 一般職の減額でございます。一般職にはいろんな級がございます、なかなかこれは一つにまとめるということにはできませんので、3級の場合と4級の場合ということでまとめてみますと、3級の場合で6万8,460円、平均ですけども……（サイレン吹鳴）

○議長（石上 良夫君） 再開してください。

○総務課長（森岡 重信君） もとに戻ります。3級の場合が6万8,460円になりますし、4級の場合が7万1,720円という平均になります。また、特別職の場合でございますが、町長の方が12万7,980円ということになりますし、副町長が10万2,384円になります。病院事業管理者、教育長同じでございます9万5,985円という内容でございます。以上で終わります。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 減額になった金額わかりますが、総額は幾らになるんですか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 一般職の減額総額でございます。これは今は平均で出しておりま

して平均での部分でのお話になりますけども、約1,015万円の減額となります。それから、特別職の場合が42万2,400円弱ということの数字でございます。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後5時02分休憩

午後5時07分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 職員のはよろしかったですね。特別職の減額後の額ということでございますが、町長が123万7,000円、副町長が98万9,000円、病院事業管理者、教育長同じ91万円という数字になります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の条例案は、国の政治的動きが大変表に出たところから出発していると思っています。本来、人事院勧告は6月ですか、きちんと調査をして、それで年末に閣議決定して、次の年に人事院勧告がされるっていうふうに基本的な流れが確立しています。公務員はスト権を剥奪されていますから、それに適正な給与水準をどのように確保するかということで第三者委員会としての人事院の公平性っていうのは、非常に重たいものがあると思うんですね。今回の人事院勧告はそういう立場から考えると大変おかしな動きをしております。というのは、今回の民間の給与が下がっているということを公務員に対する攻撃の材料として使って、人事院勧告が自民党の政治家の圧力によって人事院が屈服したというのが本質だと思っているんです。それで、実際この臨時調査をされたんですけども、通常では1万1,000企業を対面調査するようなことをして、正確を期して勧告のもとの調査をしているのに、今回は2,700社を対象にした対面ではなくて、郵送調査であってサンプル数が少なく、しかも、ボーナス決定をした企業は1割しかないような大変第三者機関としての調査のあり方としても問題の大きなものなんです。そういうことを前提にしながら、公務員に対するこの引き下げの圧力を政治的にかけ

てきて人事院がそれに屈服したということですので、これは大変大きな問題を含んでいます。そして、結局そのことによって何が引き起こされるかという問題が大きいと思うんですけども、国は定額給付金というようばらまきを一方でやりながら、これは高額の所得者に対しても（発言する者あり）ばらまきをしてきた一方で、公務員に対してこうやって賃下げをやっていくってことを本当に経済政策としての整合性は全然支離滅裂ですね。民間の労働者がきちんとした給与を保障されることがなければ経済の回復はあり得ません。庶民の懐をふやしていく。それで、今回の人勧がもう一つ大きいのは、この人事院勧告っていうのは、いろんな給与体系の基準になっているっていう性質があります。最低賃金の基礎になったり、それから公務職場で働く（発言する者あり）臨時職員の基礎になったり（発言する者あり）大変大きな意味を持ったものでありまして、こういうずさんな調査による人事院勧告と、それに引き続く今回の町条例の改悪、これはそういう経済対策から見ても正しくないし、私たちは、こういうことはやるべきでないというふうに考えております。

そして一方、特別職の給与については先ほども私質疑で言いましたけれども、生活給ではないわけです。生活している人たち、一般職の労働者に対して0.2カ月の減額をさせる提案をしながら、提案者の方はそれよりも減額率を抑えた。さらに大きいのは、特別職は算定基礎に1.2を掛けるところから減額の基礎にしてやっているっていう意味から見ても、二重に提案する町長、以下特別職の皆さん方は、痛みをともにすることから考えれば特別職の今回の提案はおかしいというふうに考えまして反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 議案第44号に賛成の立場で意見を述べたいというふうに思います。

初めに、副町長の方が説明されましたように、今年度の5月1日の人事院勧告で約2カ月分の夏のボーナスのカットということが国会等に勧告され、それを受けての町条例の改正だというふうに考えています。先ほど、植田議員の方が人事院勧告は昨年度もってというようなお話しがございましたが、しかし、現実的に今の現状を見ますと、昨年度の状況を見て今月のボーナスを決定するというような状況ではありません。年末から急速に景気が悪くなって人員整理、あるいは夏のボーナスの全く支給ができないというような弱小企業がたくさんあります。私も弱小企業を経営しているわけでありまして、この問題に対しては非常に頭が痛い思いであります。昨年度も景気がよかったときを起因して今月のボーナスを決定するということはできません。確かに、今

回の人事院の勧告は5月時点で、通常の調査と別に植田議員の方から言われました2,700社を対象にして調査をしています。しかし、残念ながら調査された時点では、約2割の企業しかボーナスの決定がなされていないというふうに言われています。そして、製造業は約24%のカット、製造業を外したところは約9.6%ぐらいのカットであります。そして、人事院の勧告は非常に低い方に合わせておるわけですが、私は実情を見ますと、0.2カ月よりもっと本来ならば、夏の期末手当は下げるべきだというふうには思っておりますが、しかしながら、この期末手当は生活給になっております。急激に下げるということはできません。現状の金額が多分妥当だろうというふうに感じております。もちろん、特別職の給料も期末手当もこれは生活給の一部でありますので、0.15カ月の減額は私は妥当だというふうに考えております。以上で賛成の……（発言する者あり）0.2カ月分、妥当だというふうに思っこの案件につきましては賛成いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど賛成討論の中で述べられました企業の今の状況の中、確かに、中小零細企業の中では支払いができないような状況も生まれております。私は、いつも申し上げるのは、社会の発展については、それなりの扱いというのは人間は受けるべきだと思うんです。そういう中で生産団体、生産の工場、あるいは営業活動やるところと性質が公務員の場合、違うと思うんです。利益を生む職場ではありません。そういう中で、私もある職員の実態を聞いたんですけども、本当に本給が20万減るような中でやっておる。手取りが本当に少なくなるような中、そういう職員ですよ。私は、やる気がない、起こるといような問題ではないんですが、しかし、本当にそれだけでいいのだろうかという状況なんです。確かに、国側の自治体の労働者の対交渉では理解を得られたということ聞いたんですけど、しかし、そのような状況でも、それはあれでしょう。民間の今の状況を見られればやむを得んという気持ちはあるかもしれませんが、しかし、そのような中でも私は内需の拡大の中で考えれば、そのようなことをやるべきではないし、ましてや0.2カ月の金額の中で先ほどもあったんですけども、減額の金額を比べると非常に大きいですよ、特別職と比べると。そういう中で、平素でも報酬がこれでいいとか、これが悪いとか言うわけではないんですけども、特別職の。しかし、職員が0.2カ月分下がってるんなら、特別職だって、確かに勤勉手当はないんだけど、同じ比率で下げるのが少なくともそれぐらいのことをやるのは当然であるというぐあいに主張して反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 私は、個人的には給料はカットすべきでないし、してほしくない。なぜならば、これは全部生活給であります。けども、今、秦議員が言われましたように、世の中本当に夏のボーナスも去年の冬の期末手当もない企業がたくさんございます。この案件をもし反対するならば、公務員の期末手当は今のままでいいというふうに理解されます。私は額の多少はあるかもしれませんが、やっぱりこれは世間のこの経済状況にあわせて何がしの減額はやむを得ない。この議案についてはとめるよりも、反対するよりも、賛成してやっぱり減額すべきじゃないかと。この案件をもし反対したならば、今までどおりに公務員さんがボーナス、期末手当ももらえます。そしたら、それこそ住民が納得せんじゃないかと。額はいろいろあると思います。私も植田議員や亀尾議員が言われるように、もっと秦議員が言われるようにすべきかもしれませんが、この議案に上がった限りには反対するよりも賛成せないけんじゃないかと。これを反対通したならば、住民がもっと厳しい目で見るといけないかという気がしまして、基本的には僕は、減額はしてほしくないんですけども、この世の中の実情を見たならば仕方ないと。5月1日に人事院勧告が出た限りは、それに従うべきじゃないかと思って賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

議案第44号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 発議案第6号

○議長（石上 良夫君） 日程第9、発議案第6号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者である井田章雄君から提案理由の説明を求めます。

井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 井田でございます。

発議案第6号

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年5月28日 提出

提出者 南部町議会議員 井田 章 雄

賛成者 同 杉谷 早 苗

同 赤井 廣 昇

南部町議会議長 石上 良夫 様

内容でございますが、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年南部町条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則、次の1項を加える。（平成21年6月支給の期末手当に関する特例）。3、平成21年6月に支給する議会の議員の期末手当に関する第5条の規定の適用について、同条中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

条例の新旧対照表でございますが、配付の別紙のとおりでございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 発議案第7号

○議長（石上 良夫君） 日程第10、発議案第7号、北朝鮮の核実験に抗議する決議を議題といたします。

提案者である井田章雄君から提案理由の説明を求めます。

10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 井田でございます。

発議案第7号

北朝鮮の核実験に抗議する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年5月28日 提出

提出者 南部町議会議員 井田 章雄

賛成者 同 杉谷 早苗

同 赤井 廣昇

南部町議会議長 石上 良夫 様

内容でございますが、北朝鮮の核実験に抗議する決議。

核兵器の廃絶は、最初の被爆国である日本をはじめ、今や全世界の人類共通の願いとなっている。

しかしながら、5月25日、北朝鮮は国際世論を無視し2回目の核実験を強行した。

北朝鮮による一連の核開発は、日本を含む北東アジア地域全体の平和と安全に対する直接の脅威であると同時に、国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦であり、いかなる理由に基づくこうとも正当化の余地はなく、その無謀な暴挙を絶対に容認することはできない。

本町議会は、戦争のない恒久平和の実現をめざし、あらゆる国の核兵器廃絶、軍縮を強く訴え、平和のために貢献するため「非核平和宣言」を行っていることにかんがみ、北朝鮮への核実験に対し、厳重に抗議するとともに、北朝鮮が直ちに、全ての核兵器及び核計画を放棄することを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成21年5月28日。

鳥取県西伯郡南部町議会。以上です。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配布の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして、今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、第4回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして、平成21年第4回南部町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

午後5時27分閉会
